



発行 新潟県

第52号

平成25年7月5日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

- 45 新潟県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則の一部を改正する規則（情報政策課）

告 示

- 849 小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間（水産課）
850 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
851 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
852 換地処分の届出（農地整備課）
853 公共測量の終了通知（監理課）
854 道路の区域変更（道路管理課）
855 道路の供用開始（道路管理課）
856 道路の区域変更（道路管理課）
857 道路の供用開始（道路管理課）
858 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）
859 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）
860 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
特定非営利活動法人の所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証申請（県民生活課）
特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
新潟県立新発田病院・リウマチセンター医療情報システム構築業務公募型プロポーザルの結果（病院局業務課）

教育委員会告示

- 11 博物館の登録の抹消（文化行政課）
12 博物館法に基づく施設の設置者及び所在地の変更登録（文化行政課）

教育委員会公告

- 特定調達契約の落札者等（文化行政課）

公安委員会告示

- 55 自転車の防犯登録を行う者の名称の変更（生活安全企画課）
56 警備業法による警備員の検定の実施（生活安全企画課）
57 警備業法による警備員の検定の実施（生活安全企画課）

正 誤

- 平成25年6月28日付け県報第50号告示第826号中（農地計画課）

規 則

新潟県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年7月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第45号

新潟県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則（平成16年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																
<p>別記 第1号様式（第2条関係） 電子証明書発行申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>ふりがな</td><td></td></tr> <tr><td>通 称</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">(略)</td></tr> </table> <p>注 1 <u>ローマ字表記の氏名には、ふりがなを付さなくても差し支えありません。</u></p> <p>2 <u>住民票に通称が記載されている方は、必ず通称を記載してください。</u></p> <p>3 <u>電子証明書を記録するための住民基本台帳カード等の電磁的記録媒体（更新の場合にあつては、自己の電子証明書が記録されているものに限る。）を提出してください。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2号様式（第3条関係） 電子証明書失効申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>ふりがな</td><td></td></tr> <tr><td>通 称</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">(略)</td></tr> </table> <p>注 1 <u>ローマ字表記の氏名には、ふりがなを付さなくても差し支えありません。</u></p> <p>2 <u>住民票に通称が記載されている方は、必ず通称を記載してください。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3号様式（第4条関係） 利用者署名符号漏えい等届出書</p> <p>(略)</p>	(略)		氏 名		ふりがな		通 称		(略)		(略)		氏 名		ふりがな		通 称		(略)		<p>別記 第1号様式（第2条関係） 電子証明書発行申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>氏 名</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">(略)</td></tr> </table> <p>注 <u>電子証明書を記録するための住民基本台帳カード等の電磁的記録媒体（更新の場合にあつては、自己の電子証明書が記録されているものに限る。）を提出すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2号様式（第3条関係） 電子証明書失効申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>氏 名</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>第3号様式（第4条関係） 利用者署名符号漏えい等届出書</p> <p>(略)</p>	(略)		氏 名		(略)		(略)		氏 名		(略)	
(略)																																	
氏 名																																	
ふりがな																																	
通 称																																	
(略)																																	
(略)																																	
氏 名																																	
ふりがな																																	
通 称																																	
(略)																																	
(略)																																	
氏 名																																	
(略)																																	
(略)																																	
氏 名																																	
(略)																																	

(略)	(略)
氏名	氏名
ふりがな	
通称	
(略)	(略)
注 1 <u>ローマ字表記の氏名には、ふりがなを付さなくても差し支えありません。</u>	
注 2 <u>住民票に通称が記載されている方は、必ず通称を記載してください。</u>	
(略)	(略)

附 則

この規則は、平成25年7月8日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第849号

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第8条第2項及び第21条第3項の規定により、小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成25年7月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業の名称 手繰第1種漁業（機船手繰網漁業）
その他の小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）
- 2 申請期間 平成25年7月22日から平成25年8月2日まで

◎新潟県告示第850号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、長岡市の三島郡北部土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成25年7月5日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 就 任
理事 長岡市寺泊京ヶ入89番地 小黒 耕一郎
就任年月日 平成25年6月14日

◎新潟県告示第851号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、佐渡市の国府川左岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成25年7月5日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 就 任
監事 佐渡市滝脇190番地 安達 忠雄
就任年月日 平成25年5月31日

◎新潟県告示第852号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、木崎濁川土地改良区から区画整理事業新崎地区に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成25年7月5日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第853号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部 北陸新幹線建設局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年7月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影 デジタル）
- 2 作業期間 平成24年9月11日から平成25年6月10日まで
- 3 作業地域 上越市、糸魚川市、妙高市

◎新潟県告示第854号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年7月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒井浜黒川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
胎内市横道字小山 327 番 2 から	新	7.8～14.8メートル	238.0メートル
同市横道字ヘラ割383番 1 まで	旧	7.8～11.2メートル	238.0メートル

◎新潟県告示第855号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年7月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 荒井浜黒川線
- 2 供用開始の区間
胎内市横道字小山327番2から同市横道字ヘラ割383番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年7月5日

◎新潟県告示第856号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年7月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紫雲寺菅谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市川尻 315 番 2 から 同市川尻335番 1 まで	新	8.8～17.6メートル	100.6メートル
	旧	7.8～16.8メートル	100.5メートル

◎新潟県告示第857号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年7月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 紫雲寺菅谷線
- 2 供用開始の区間
新発田市川尻315番2から同市川尻335番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年7月5日

◎新潟県告示第858号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び三条地域振興局において縦覧に供する。

平成25年7月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 区域の名称
五番町急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から4号までを順次結んだ線及び標柱4号と1号を結んだ線に囲まれた区域
加茂市
五番町
148番 1号
大字加茂字要害
146番 2号及び3号
五番町
157番12地先道路敷 4号

◎新潟県告示第859号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び三条地域振興局において縦覧に供する。

平成25年7月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 区域の名称
金剛谷（追加）急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱14号と1号を平成12年4月18日新潟県告示第794号で指定した金剛谷急傾斜地崩壊危険区域に沿って結んだ線に囲まれた区域
加茂市

大字加茂字要害	
176番	1号から6号まで
五番町	
159番1	7号
大字加茂字要害	
176番	8号
172番1	9号
172番子	10号
大字加茂字宮山	
229番1	11号から14号まで

◎新潟県告示第860号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び十日町地域振興局において縦覧に供する。

平成25年7月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 区域の名称

田川町（追加）急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次結んだ線及び標柱16号と1号を昭和57年4月6日新潟県告示第1147号で指定した田川町急傾斜地崩壊危険区域に沿って結んだ線に囲まれた区域

十日町市新座

甲135番1	1号及び4号
甲135番30	2号
甲135番23	3号
甲137番	5号
甲139番1	6号
甲141番2	7号及び8号
甲263番4	9号
甲263番10	10号
甲121番3	11号
甲2番10	12号から16号まで

公 告**特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年7月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 申請のあった年月日

平成25年6月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ゆめきゃんぱす

3 代表者の氏名

阿部 知英子

4 主たる事務所の所在地

妙高市中町4番16号

5 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の母親及び父親並びに児童の保護者に対して、子育てがしやすくなるような環境を整える子育て支援に関する事業を行い、主に子育てに悩む保護者等の支援及び少子化対策に寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(会議に付議すべき事項)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び活動決算</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第36条 この法人の事業計画及び活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第40条 この法人の事業報告及び活動決算報告書等は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に代表理事が作成し、年度末財産目録とともに監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。</p>	<p>(会議に付議すべき事項)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び収支決算</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第36条 この法人の事業計画及び収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第40条 この法人の事業報告及び収支決算報告書等は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に代表理事が作成し、年度末財産目録とともに監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。</p>

特定非営利活動法人の所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証申請について(公告)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年7月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年6月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク
- 3 代表者の氏名
大原 裕介
- 4 主たる事務所の所在地

鹿児島県鹿児島市岡之原町 1005 番地

5 定款に記載された目的

私たちは、「ユニバーサルな支援による、ともに生きる地域社会づくり」を目指している。その実現のために、地域生活支援をより一層推進し、全国の当事者や事業者、行政、政治など、関係者の横のつながりを深め、国民的な理解と共感を広げられるよう活動を展開していきたい。そして、「ひらかれた議論」と「パートナーシップ」を基本とした新しい運動体として社会の中でその役割を担い、全ての人がともに生きる社会をつくることを使命とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各項に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を<u>新潟県上越市</u>に置く。</p> <p>(事業) 第5条 (略) ①～④ (略) <u>⑤ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>(種別) 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。<u>なお、人格のない団体（社団等）は、その代表者をもって法上の社員とする。</u></p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(入会) 第7条 (略) 2 会員として入会しようとするものは、<u>代表理事</u>が別に定める入会申込書により、<u>代表理事</u>に申し込むものとし、<u>代表理事</u>は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。 3 <u>代表理事</u>は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(会費) 第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>(退会)</p>	<p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を<u>鹿児島県鹿児島市岡之原町1005番地</u>に置く。</p> <p>(事業) 第5条 (略) ①～④ (略)</p> <p>(種別) 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。<u>ただし、人格のない団体（社団等）が正会員となる場合には、その代表者をもって法上の社員とする。</u></p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(入会) 第7条 (略) 2 会員として入会しようとするものは、<u>理事長</u>が別に定める入会申込書により、<u>理事長</u>に申し込むものとし、<u>理事長</u>は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。 3 <u>理事長</u>は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(入会金及び会費) 第8条 会員は、理事会において別に定める<u>入会金及び会費</u>を納入しなければならない。</p> <p>(退会)</p>

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(会員の特典)

第13条 (略)

2 (略)

3 ここにあげる会員の特典のうち、2の特典は正会員の特典とする。賛助会員は、法人が発行する情報、資料等の優先的配布を受ける特典のみを受けることができる。

(種別及び定数)

第14条 (略)

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) (略)

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第15条 (略)

2 代表理事は、理事の互選とする。

3、4 (略)

(職務)

第16条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

3 代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、指名された理事がその職務を代行する。

4 (略)

5 (略)

(1)～(5) (略)

(報酬等)

第20条 (略)

2 (略)

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(会員の特典)

第13条 (略)

2 (略)

3 会員はこの法人が主催する講座等の割引を受け

4 ここにあげる会員の特典のうち、2及び3の特典は正会員の特典とし、個人会員は1口、団体会員は10口の特典を受けることができる。賛助会員は、法人が発行する情報、資料等の優先的配布を受ける特典のみを受けることができる。

(種別及び定数)

第14条 (略)

(1) 理事 9人以上20人以下

(2) (略)

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第15条 (略)

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3、4 (略)

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 (略)

4 (略)

(1)～(5) (略)

(報酬等)

第20条 (略)

2 (略)

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

ことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

(権能)

第24条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 事業計画及び活動予算

(5) 事業報告及び活動決算

(6) (略)

(開催)

第25条 (略)

2 (略)

(1)、(2) (略)

(3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面および電子媒体をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(表決権等)

第30条 (略)

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電子媒体等の方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3、4 (略)

(権能)

第33条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 事業計画及び活動予算の変更

(6) 会費の額

(7)～(9) (略)

(開催)

第34条 (略)

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面および電子媒体をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第5項第5号の規定により、監事から

2 職員は、理事長が任免する。

(権能)

第24条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 事業計画及び収支予算

(5) 事業報告及び収支決算

(6) (略)

(開催)

第25条 (略)

2 (略)

(1)、(2) (略)

(3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(表決権等)

第30条 (略)

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3、4 (略)

(権能)

第33条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 事業計画及び収支予算の変更

(6) 入会金及び会費の額

(7)～(9) (略)

(開催)

第34条 (略)

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から

招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電子媒体をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(資産の構成)

第40条 (略)

- (1) (略)
- (2) 会費
- (3)～(6) (略)

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 (略)

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 (略)

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(資産の構成)

第40条 (略)

- (1) (略)
- (2) 入会金及び会費
- (3)～(6) (略)

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 (略)

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 (略)

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

<p>(定款の変更)</p> <p>第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事項</u>については、<u>所轄庁の認証を得なければならない</u>。</p> <p>(細則)</p> <p>第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、<u>代表理事</u>がこれを定める。</p>	<p>(定款の変更)</p> <p>第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、<u>軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない</u>。</p> <p>(1) <u>主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)</u></p> <p>(2) <u>資産に関する事項</u></p> <p>(3) <u>公告の方法</u></p> <p>(細則)</p> <p>第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、<u>理事長</u>がこれを定める。</p>
--	--

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年7月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調達件名及び数量

- | | |
|---------------------------------------|----|
| (1) ロータリ除雪車(2.2m級、スイング式雪切板付) | 1台 |
| (2) ロータリ除雪車(2.2m級、スイング式雪切板、後輪ダブルタイヤ付) | 1台 |
| (3) ロータリ除雪車(2.6m、220kW級) | 1台 |
| (4) ロータリ除雪車(2.6m、220kW級、スイング式雪切板付) | 1台 |
| (5) ロータリ除雪車(2.6m、220kW級、スイングオーガ装置付) | 4台 |
| (6) 除雪ドーザ(16t級、マルチプラウ付) | 1台 |

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

購入等

4 契約方式

一般競争入札

5 落札決定日

平成25年6月3日

6 落札者の氏名及び住所

- (1) 上記1(1)及び(3)について
株式会社コバリキ
新潟県新潟市中央区下大川前通四之町2185番地
- (2) 上記1(2)、(4)、(5)及び(6)について
株式会社KCMJ新潟営業所
新潟県新潟市東区下木戸3丁目1番60号

7 落札価格

- (1) 上記1(1)について
29,883,940円
- (2) 上記1(2)について
30,398,440円
- (3) 上記1(3)について

- 29,043,940円
- (4) 上記1(4)について
30,125,440円
- (5) 上記1(5)について
126,591,760円
- (6) 上記1(6)について
20,486,440円
- 8 入札公告日
平成25年5月21日
- 9 落札方式
最低価格

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電動油圧手術台について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年7月5日

新潟県立十日町病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
電動油圧手術台 1式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成25年9月30日（月）
- (4) 納入場所
新潟県立十日町病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 948-0055
新潟県十日町市高山32番地9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線506
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
平成25年7月12日（金）午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年7月18日(木)午後1時30分
新潟県立十日町病院3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

新潟県立新発田病院・リウマチセンター医療情報システム構築業務公募型プロポーザルの結果について(公告)

新潟県立新発田病院・リウマチセンター医療情報システム構築業務公募型プロポーザルについて、厳正に審査した結果、最優秀提案者を特定したので、次のとおり公告する。

平成25年7月5日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 最優秀提案者

日本電気株式会社

2 実施公告日

平成25年4月2日

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第11号

博物館法(昭和26年法律第285号)第15条第1項に基づく届出により、平成25年7月5日に次のとおり博物館の登録を抹消した。

平成25年7月5日

新潟県教育委員会教育長 高井 盛雄

設置者の名称及び住所	南魚沼市 新潟県南魚沼市六日町180番地1
施設の名称	南魚沼市トミオカホワイト美術館
施設の所在地	新潟県南魚沼市上薬師堂142番地1
登録番号	新潟県第23号
博物館の廃止年月日	平成25年3月31日

◎新潟県教育委員会告示第12号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第1項に基づく届出により、平成25年7月5日に次のとおり施設の設置者及び所在地を変更登録した。

平成25年7月5日

新潟県教育委員会教育長 高井 盛雄

設置者の名称及び住所	出雲崎町 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地 【変更前】財団法人 良寛記念館 新潟県三島郡出雲崎町大字米田字十二社の上 12番の1 12番の2
施設の名称	良寛記念館
施設の所在地	新潟県三島郡出雲崎町大字米田1番地 【変更前】 新潟県三島郡出雲崎町大字米田字十二社の上 12番の1 12番の2
登録番号	新潟県第9号
博物館の変更年月日	平成25年3月1日

教育委員会公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年7月5日

新潟県立近代美術館長 徳永 健一

- 1 調達件名
新潟県立近代美術館清掃業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県立近代美術館
新潟県長岡市千秋3丁目278-14
- 3 調達方法
業務委託
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成25年6月20日
- 6 落札者の氏名及び住所
環境をサポートする株式会社きらめき
新潟県新潟市中央区東堀前通6番町1061番地

- 7 落札価格
23,100,000円
- 8 入札公告日
平成25年5月10日
- 9 落札方式
最低価格

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第55号

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）第3条第1項の規定により、指定団体である社団法人新潟県防犯協会から次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成25年7月5日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

- 1 名称
変更前 社団法人新潟県防犯協会
変更後 公益社団法人新潟県防犯協会
- 2 変更年月日
平成25年4月1日

◎新潟県公安委員会告示第56号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成25年7月5日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

- 1 検定の種別及び級
交通誘導警備業務2級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
平成25年10月8日（火）午前8時30分から正午まで
 - (2) 実技試験
平成25年10月12日（土）午前9時から午後5時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
新潟県新潟市中央区新光町6番地4
新潟県トラック総合会館
 - (2) 実技試験
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県職員会館
- 4 受検資格
 - (1) 新潟県内に住所を有する者
 - (2) 新潟県外に住所を有する者で、新潟県内の営業所に所属する警備員
- 5 定員
30人
- 6 検定の方法
学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。
- 7 検定の内容

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 申請手続

(1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成25年9月4日(水)から平成25年9月5日(木)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

- (7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。
- (4) 定員になり次第、受付を締め切る。
- (9) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 検定申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により検定申請書を提出すること。

ア 提出期間

平成25年9月11日(水)から平成25年9月12日(木)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

ウ 提出書類

検定申請書1通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。

- (7) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)
- (4) 新潟県内に住所を有する者は、住所地を有することを疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)
- (9) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員は、当該営業所に所属することを疎明する書面(営業所の所属証明書等)

エ 提出方法

申請者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受検票の交付

受検票は、検定申請書受理時に交付する。

(4) 検定手数料

ア 金額

14,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、検定申請書提出時に納付すること。

なお、納付した検定手数料は、還付しない。

9 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係
電話番号 025-285-0110 (代表)

◎新潟県公安委員会告示第57号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成25年7月5日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

- 1 検定の種別及び級
雑踏警備業務2級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
平成25年10月8日（火）午前8時30分から正午まで
 - (2) 実技試験
平成25年10月12日（土）午前9時から午後5時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
新潟県新潟市中央区新光町6番地4
新潟県トラック総合会館
 - (2) 実技試験
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県職員会館
- 4 受検資格
 - (1) 新潟県内に住所を有する者
 - (2) 新潟県外に住所を有する者で、新潟県内の営業所に所属する警備員
- 5 定員
30人
- 6 検定の方法
学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。
- 7 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 雑踏の整理に関すること。
 - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 8 申請手続
 - (1) 事前申込み
検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に次により申し込むこと。
 - ア 受付期間
平成25年9月4日（水）から平成25年9月5日（木）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - イ 申込方法
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話
電話番号 025-283-8880
に申し込むこと。
 - ウ 留意事項
 - (ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

- (イ) 定員になり次第、受付を締め切る。
- (ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。
- (2) 検定申請書の提出等
- (1)により、事前申込みを受理された者は、次により検定申請書を提出すること。
- ア 提出期間
平成25年9月11日(水)から平成25年9月12日(木)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- イ 提出先
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課
- ウ 提出書類
検定申請書1通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。
- (7) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)
- (イ) 新潟県内に住所を有する者は、住所地を有することを疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)
- (ウ) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員は、当該営業所に所属することを疎明する書面(営業所の所属証明書等)
- エ 提出方法
申請者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。
- (3) 受検票の交付
受検票は、検定申請書受理時に交付する。
- (4) 検定手数料
- ア 金額
13,000円
- イ 納付方法
新潟県収入証紙により、検定申請書提出時に納付すること。
なお、納付した検定手数料は、還付しない。
- 9 問合せ先
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係
電話番号 025-285-0110(代表)

正 誤

平成25年6月28日付け新潟県告示第826号中

ページ	行	誤	正
6	17	原田 秀和	原田 秀一